

第21回文の京景観賞 文化財及び過去の受賞物件等に対する検討結果

部門欄 凡例	選考対象欄 凡例
都 都市景観部門	○ 選考対象
活 景観づくり活動部門	△ 選考対象とするか、検討が必要
	× 選考対象外

文化財関係

部門	受付番号	名 称	選考対象 検討結果	備 考
都	7	山門の奥に林立する音羽通りのビル群と講談社	○	護国寺本堂・月光殿は国指定重要文化財に、護国寺大師堂・薬師堂・惣門・鐘楼・仁王門は区指定有形文化財に指定されているが、当物件は護国寺を含めたまち並みなので、対象とする。

過去の受賞物件等、文化財以外

部門	受付番号	名 称	選考対象 検討結果	備 考
都	11	菊坂及下道と呼ばれている一帯	×	第12回のふるさと景観賞で「菊坂 一葉旧居跡周辺」が受賞。
都	25	東京大学総合図書館	×	建築確認の検査済証が交付されていないため。
都	26	湯島天神	×	第17回のふるさと景観賞で「湯島天満宮」が受賞。
都	33	服部坂と明治の石積が残る歴史の風景	×	建築基準法制定以前に築造されたと思われるもので、適法性が不明のため。
活	3	「大横丁からあなたへ届けたい、季節の便り」 ーコミュニケーションツールとしての商店街フラグー	×	東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則に定める規格に適合していない部分があるため。また、文京区屋外広告物景観ガイドラインに定めている「情報に関する事項」及び「色彩に関する事項」に適合していない部分があるため。